

項 事 絡 連

【連絡事項】

1 平成24年度生活保護法施行事務監査に係る事前打ち合わせについて

平成24年度「事前打合せ」については、以下の日程で開催する予定であるので、ご了解願いたい。

なお、各都道府県・指定都市ごとの日程等詳細については、別途調整の上、通知する。

① 実施時期

4月10日（火）、11日（水）、12日（木）の3日間 <予定>

② 提出資料

1. 管内福祉事務所の保護動向（別紙1）

2. 管内福祉事務所の保護動向（世帯類型別）（別紙2）

3. 監査の実施結果（別紙3）

4. 参考資料

（1）管内の保護動向を分析した資料

（2）平成24年度の本庁監査実施要綱及び本庁実施方針

（前年度との変更部分に下線を引いたものを用意願います。）

（3）平成23年度に本庁が実施した、次に該当する福祉事務所の監査結果の「通知文（写）」

① 平成22年度に厚生労働省が監査を行った福祉事務所

② 上記を除き管内における大規模上位2福祉事務所

③ 別紙3の本庁の評価が低い福祉事務所

（4）上記③の福祉事務所いずれか1ヶ所について、次に該当する資料

① 平成23年度監査資料（事前提出分）

② ヒアリング内容が分かる資料

③ 確認監査を実施していればその結果が分かる資料

2 セーフティネット支援対策等事業における「生活保護特別指導監査事業」について

セーフティネット支援対策等事業における「生活保護特別指導監査事業」については、保護の適正実施と実施水準の一層の向上を図ることを目的として、一般指導監査、特別指導及び確認監査の実施を通じて、福祉事務所の抱える問題点の分析と適切な対応策の検討等を行う場合に、当該事業に係る経費を補助しているところであるが、平成24年度において、事業内容を一部見直すこととしている。

具体的には、

- ① 一般指導監査実施前に対象福祉事務所の現状及び課題について十分に検討を行い、当該福祉事務所に係る重点的着眼点を策定するとともに、監査体制については、関係部局職員が参画するなど、監査が効果的に行える体制とするよう努めることとする
- ② 監査における検討対象ケースの選定に当たっては、対象福祉事務所固有の課題を的確に把握し、指導による運用改善が効果的に行えるよう、重点的着眼点を踏まえて行うこととする
- ③ 一般指導監査実施後において、その後の特別指導及び確認監査がより実効性のあるものとなるよう、監査結果を踏まえ、対象福祉事務所における問題点の分析及びその改善方策等について組織的に検討を行うこととする
- ④ 一連の監査が終了した後、指導監査手法の検討を行い、より適切な指導監査手法を確立することとする

等、その他所要の見直しを行うこととしているので、当該補助事業を有効に活用されたい。

なお、上記の見直しを踏まえた当該事業の流れは、別紙4のとおりであるので、参照されたい。

1. 管内福祉事務所の保護動向

[illegible]

(別紙2)

2. 管内福祉事務所の保護動向（世帯類型別）

①

事項 福祉事務所	高齢者世帯						母子世帯						障害者世帯					
	20年度	21年度	22年度	23年2月 A	24年2月 B	B/A %	20年度	21年度	22年度	23年2月 A	24年2月 B	B/A %	20年度	21年度	22年度	23年2月 A	24年2月 B	B/A %
郡部計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
市部計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	

(別紙2)

2. 管内福祉事務所の保護動向(世帯類型別)

②

事項 福祉事務所	傷病者世帯						その他世帯					
	20年度	21年度	22年度	23年2月 A	24年2月 B	B/A %	20年度	21年度	22年度	23年2月 A	24年2月 B	B/A %
郡部計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
市部計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	

2. 管内福祉事務所の保護動向（世帯類型別）

[illegible]

(別紙3)

3. 監査の実施結果

年 度		21年度	22年度		23年度	
福祉事務所	指摘数/ ケース検討 数					
	文書指摘率	%	%		%	
	評 価					
	23年度 職員不祥事	有 ・ 無	<内容>			
	指摘数/ ケース検討 数					
	文書指摘率	%	%		%	
	評 価					
	23年度 職員不祥事	有 ・ 無	<内容>			
	指摘数/ ケース検討 数					
	文書指摘率	%	%		%	
	評 価					
	23年度 職員不祥事	有 ・ 無	<内容>			

- (注) 1 上記内容がわかる指導台帳等による提出も可能であること。
 2 本表には過去3年間に厚生労働省監査及び都道府県、政令指定都市が行った監査結果通知により文書（個別ケースの指摘は除く。）で指摘した事項を記入すること。
 3 評価欄には本庁において、福祉事務所の実施水準を評価していれば記入すること。また評価方法に基準、マニュアル等がある場合には添付すること。
 4 厚生労働省監査は、「厚」を記入すること。

生活保護特別指導監査事業の流れ

事前準備【新規】

- ・重点的指導が必要な対象福祉事務所の選定
- ・重点的着眼点の策定
- ・必要な監査体制の整備

**一般指導監査（1回目）**

- ・重点的着眼点を踏まえたケース選定【変更】
- ・是正改善を要するケースについてのケース指導台帳の作成・保管
- ・組織的検討【新規】
 - 問題点及びその改善方策の検討
 - 特別指導及び確認監査の方針決定

※その他については、生活保護法施行事務監査の例により行う

**特別指導（2回目）**

- ・問題事項にかかる対応状況の把握・指導

**確認監査（3回目）**

- ・ケース指導台帳に登載したケース及びその他問題点の是正状況等の確認

**監査実施後の措置【新規】**

- ・適切な指導監査手法の確立